

(別紙)

## 那須塩原市社会福祉法人等利用者負担額軽減制度について

この事業は、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものです。

社会福祉法人自身の負担が基本であり、社会福祉法人の介護サービスの顧客獲得や赤字補填として行うものではありません。

### 1. 対象者

軽減の対象者は、市民税非課税世帯に属し、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市が認めた者及び生活保護受給者並びに支援給付受給者です。

- ① 年間収入が単身世帯で150万、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③ 日常生活に供する資産以外に利用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

※年間収入には、あらゆる収入を含みます。収入に含めないものは、次のとおりです。

・高額医療費や高額介護サービス費の払戻金、特別定額給付金、預金利息

※年金・給与等の収入は、税金等が控除される前の金額で計算します。

### 2. 軽減割合

介護費負担額、日常生活費の食費、居住費、滞在費及び宿泊費の25%

(老齢福祉年金受給者は50%)

※ 生活保護受給者は、個室の居住費・滞在費に係る利用者負担の全額を軽減します。

※ 平成27年4月1日施行の生活扶助基準の見直しにより生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き軽減対象に該当する者の居住費に係る利用者負担については全額を軽減します（居住費以外は25%）。

※ 旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ軽減します。

3. 対象となる社会福祉法人の介護（予防）サービス及び費用

事業所・施設所在地の都道府県と市町村に利用者負担軽減実施の申し出を行った社会福祉法人が行う次の表のサービスと利用者負担額が対象です。

《軽減の対象となる利用者負担額》

サービスの種類			軽減の対象となる利用者負担額
訪問介護			介護費負担額
第一号訪問事業（訪問介護相当サービス）			
夜間対応型訪問介護			
通所介護			介護費負担額、日常生活費の食費
第一号通所事業（通所介護相当サービス）			
認知症対応型通所介護			
介護予防認知症対応型通所介護			
◎短期入所生活介護 ※2 ※3			介護費負担額、日常生活費の食費及び滞在費
◎介護予防短期入所生活介護 ※2 ※3			
小規模多機能型居宅介護 ※1			介護費負担額、日常生活費の食費及び宿泊費
介護予防小規模多機能型居宅介護			
◎介護福祉施設サービス ※1 ※2 ※3	施行法第13条第3項に規定する旧措置入所者	利用者負担割合5%以下の者	日常生活費の居住費（ユニット型個室利用のみ）
		利用者負担割合10%の者	介護費負担額、日常生活費の食費及び居住費
	法第48条第1項第1号に規定する入所者		介護費負担額、日常生活費の食費及び居住費
◎地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※1 ※2 ※3			介護費負担額、日常生活費の食費及び居住費

※1 指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者については、高額介護サービス費の見直しにより、本制度に基づく軽減を上回る軽減がなされるため、介護費負担額については軽減の対象としません。

※2 指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る食費、居住費及び滞在費については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限り、軽減の対象とします。

※3 生活保護受給者は、◎のサービスの個室の居住費・滞在費のみ軽減の対象としますので御注意ください。

#### 4. 申請方法

利用者本人又は家族が申請してください。ただし、施設担当者又はケアマネジャーが代行して申請することも可能です。

- 【提出書類】 ・「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」（様式第4号）  
・「社会福祉法人等利用者負担軽減対象に係る収入等確認書」（様式第5号）  
・預金通帳の写し(生活保護受給者・支援給付受給者は不要)  
※ 表紙と令和6（2024）年1月1日から申請日直近までの記載がされている部分  
・同意書（住所地特例者のみ）
- 【提出場所】 本庁高齢福祉課、西那須野庁舎福祉担当、塩原庁舎市民福祉担当及び箒根出張所
- 【提出期限】 サービス利用月の月末（末日が休日の場合は、その前日）

#### 5. 軽減対象者の決定及び確認証の交付

市は提出された書類を審査し、申請者あてに「社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書」により軽減該当・非該当の結果を通知するとともに、軽減該当者には軽減割合・有効期間を記載した「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を交付します。

#### 6. サービス利用時の取扱いについて

軽減対象者はサービス利用時に事業所に対し確認証を提示します。事業所は確認証にて軽減対象者であることを確認し、その内容に基づき利用料を軽減してください。

また、ケアマネジャーは担当の利用者が軽減対象者かどうかを把握し、対象者がいる場合は、サービス提供票等にその旨を記載し、利用する事業所へ周知してください。

指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る食費、居住費及び滞在費については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限り軽減の対象となります。対象施設等は、負担限度額認定証の提示がなく、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証のみの提示の場合には、食費・居住費の軽減を行うことができないので御注意ください。

ただし、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証のみの提示の場合には、食費・居住費及び滞在費については軽減されませんが、介護費負担額のみ軽減の対象となりますので御注意ください。

#### 7. 他の事業との適用関係

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置との適用関係については、まずこれらの措置の適用を行い、その後必要に応じて、本事業に基づく軽減制度の適用を行います。

高額介護（予防）サービス費と高額医療合算介護（予防）サービス費との適用関係については、まず本事業に基づく軽減制度の適用を行い、軽減適用後の利用者負担額をもとに高額介護（予防）サービス費の適用を行います。その際、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者については、高額介護サービス費の見直しにより、本制度に基づく軽減を上回る軽減がなされるため、介護費負担額（サービスに係る1割負担分）については軽減の対象としません。

## 8. 市内の軽減実施法人及びサービス事業所

令和7年8月1日現在

法人名	事業所名	所在地	軽減対象サービス
清幸会	特別養護老人ホームあじさい苑	東原 166	短期入所生活介護（予防）
			介護老人福祉施設
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	小規模多機能型居宅介護事業所うぐいす荘	佐野 89-4	小規模多機能型居宅介護（予防）
	小規模多機能型居宅介護施設さくら荘	桜町 2-3	小規模多機能型居宅介護（予防）
	小規模多機能型居宅介護事業所まつばら荘	黒磯 647-4	小規模多機能型居宅介護（予防）
誠心会	特別養護老人ホーム那須順天荘	上赤田 238-658	通所介護（通所介護相当サービス）
			短期入所生活介護（予防）
同愛会	小規模多機能型居宅介護四季の花	一区町 281-71	介護老人福祉施設
那須四季会	指定通所介護事業所さちの森	野間 453-23	小規模多機能型居宅介護（予防）
	特別養護老人ホームさちの森		通所介護（通所介護相当サービス）
			短期入所生活介護（予防）
邦友会	デイサービスセンター栃の実荘	井口 533-20	介護老人福祉施設
	ショートステイ栃の実荘		通所介護（通所介護相当サービス）
	特別養護老人ホーム栃の実荘		短期入所生活介護（予防）
悠々の郷	特別養護老人ホーム生きいきの里	下田野 282-6	短期入所生活介護（予防）
			介護老人福祉施設
			通所介護（通所介護相当サービス）
エルム福祉会	小規模多機能型居宅介護事業所たじまの杜	二区町 500-5	小規模多機能型居宅介護（予防）
晴桜会	特別養護老人ホームつばきハウス	木綿畑 529-2	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	特別養護老人ホームつばきハウス		短期入所生活介護（予防）
	老人デイサービスセンターつばきハウス		地域密着型通所介護（通所介護相当サービス）
上三川福祉会	特別養護老人ホーム那須友愛苑	西富山 58-1	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	特別養護老人ホーム那須友愛苑		短期入所生活介護（予防）

※ 市外の事業所の実施状況については、各市町村又は事業所へお問い合わせください。